

## 神戸市告示第429号

神戸市屋外広告物条例（平成12年1月条例第50号）第8条第1項に規定する広告物等景観保全地区を指定するにあたり、同条第2項に規定する広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針を以下のとおり定める。

令和5年10月31日

神戸市長 久 元 喜 造

広告物等景観保全地区の名称

高速道路等インターチェンジ周辺広告物等景観保全地区

広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針

### 1 基本構想

高速道路等のインターチェンジ周辺は、駅前空間と並び神戸への訪問者の目に最初に触れる場所であり、神戸のイメージや魅力に影響を及ぼす地域の顔となる重要な空間である。

一方、郊外のインターチェンジ周辺の一部には、人の目を引くことのみを目的とした大きく派手な広告が乱立し景観の調和を著しく阻害している。

また、交差点付近では、これらの看板により信号機や交通標識の視認性を低下させ、交通事故の発生や円滑な移動の妨げとなる恐れがある。

地域の景観に調和するとともに、神戸の玄関口としてふさわしい景観を整序していくため、郊外インターチェンジ周辺地域を広告物等景観保全地区に指定し、看板の位置や色彩の規制・誘導等を行い、周辺環境と調和した統一感ある沿道の広告景観形成をめざす。

### 2 広告物等の位置、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

広告物の種類	位置、色彩、意匠その他表示の方法
地上広告物	(1) 広告物の相互間距離は5 m以上とすること。 (2) 信号機及び道路標識からの距離は5 m以上とすること。 (3) 彩度10以上の色数は2色以下とすること。 (4) 広告物が複数掲出される場合は集合化に努めること。 (5) 神戸市景観計画の景観計画区域全域（重点地域及び重点地区を除く。）における「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に示す景観形成基準及び夜間景観形成基準を満たすこと。